

令和3年度第1回

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会

日時：令和3年8月27日（金）10:00～

会場：オンライン（ZOOM）

次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会について
- (2) 令和3年度の進め方について
- (3) 公開に係る取り扱いについて

3 議 題

- (1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて
- (2) 発達障害のある人への支援に係る取組について

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

○ 発達障害者支援法（抄）	1
○ 岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱及び岡山県広域特別 支援連携協議会設置要綱	2
○ 委員名簿	5
○ 令和3年度の進め方について	6
○ 岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域 協議会の公開に係る取扱い	7
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて	9
○ 発達障害のある人への支援に係る取組について	27

発達障害者支援法（抄）

平成16年12月10日法律第167号

最終改正：平成28年6月3日法律第64号

平成28年8月1日施行

（発達障害者支援地域協議会）

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関する事
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関する事
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関する事
- (4) 発達障害への理解の促進に関する事
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

- 3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

- 第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。
- 2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

- 第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

- 第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。
- 2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区分	氏名	所属	摘要
学識	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
医療	中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	
関係機関	新谷 義和	おかやま発達障害者支援センター所長	
	杉田久仁子	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	中村 賢三	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課長	
	金平 陽子	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	久山 順一	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	小寺 恵子	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	則安 俊昭	岡山県保健所長会長	
	江口 祥彦	真庭市健康福祉部次長（福祉課長兼務）	
労働	木畑 文彦	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	後藤 博幸	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教育	川上 慎治	岡山県教育庁義務教育課長	
	中村 正芳	岡山県教育庁高校教育課長	
	中村 誉	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	木下 聡子	岡山県総合教育センター教育支援部長	
	渡辺 正	岡山県総務部総務学事課長	
学校	前田 敦子	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	
	加藤 君子	岡山県特別支援学校長会	

令和3年度 岡山県発達障害者支援地域協議会及び
岡山県広域特別支援連携協議会の進め方について

開催時期	協議内容
<p>第1回 8月27日</p>	<p>1 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて（R2実施状況及びR3取組方針） 2 発達障害のある人への支援に係る取組について</p>
<p>第2回 1月 (予定)</p>	<p>1 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて（R3実施状況） 2 小中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育の推進について</p>

岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援地域協議会の公開に係る取り扱い

岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）及び岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括または会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の遅くとも1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

岡山県行政情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは条例（次号及び第二十六条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

二 省略

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四 省略

五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六～七 省略

県の各種計画における発達障害者支援施策の位置付けについて

第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3年度～令和6年度）

重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造

①保健・医療・福祉充実プログラム

○推進施策

発達障害のある人のトータルライフ支援の推進

発達障害のある人が、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、かかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

第4期岡山県障害者計画（令和3年度～令和7年度）

I 地域生活の支援

1 相談支援体制の構築

(2) 発達障害のある人への相談支援

○医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野が相互に連携し、乳幼児期における早期発見・早期支援、学齢期における支援の情報の引継ぎ、成人期における就労支援等ライフステージに応じた適切な支援により、自立した生活を送り、社会参加できるよう、切れ目のないトータルライフ支援に取り組みます。

○各保健所・支所において、発達障害の疑いのある子どもに対して児童精神科医など専門医による相談を実施することにより、早期発見、早期支援による子育ての環境整備を図ります。

○地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題を協議するとともに、市町村発達障害者支援コーディネーターとの連携のもと、県発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。

○県民の発達障害への理解を促進するとともに、発達障害の理解がある身近なかかりつけ医等の医療資源や、身近な地域で発達障害のある人やその家族を温かく見守り支援する人材を確保すること等により、地域全体で発達障害のある人を支える共生社会づくりを推進します。

○不安を抱える保護者への相談助言を行うペアレントメンターの養成・派遣等を行うとともに、ペアレントプログラム等の子育て応援プログラムの導入・普及や家族、保護者が安心して過ごすことができる支援拠点づくり等を促進することにより、発達障害のある人の家族等も含めたきめ細かな支援に取り組みます。

4 障害のある子どもへの支援の充実

○発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援のできる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。

5 人材の育成・確保

○発達障害のある人の様々なニーズに対応できる幅広い人材を育成します。

- ・発達障害児支援保育士等研修事業
- ・児童養護施設等対応機能強化事業

Ⅲ 教育の振興

1 インクルーシブ教育システムの推進

(6) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもの支援のため、市町村、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等が連携して、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育に努めます。

数値目標

ペアレントメンターの人数 現状 (R1;2019) 48人→目標 (R7;2025) 60人

第6期岡山県障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）

※岡山県障害者計画に定める事項を実現するための具体的目標等を定める計画

第4章 重点的な取組

第1節 地域生活移行の促進

4 発達障害のある人への支援の充実

発達障害のある人が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

活動指標

(4) 発達障害者支援等に対する支援に関する指標

項目	現状 2019年度	目標 2023年度	備考
発達障害者支援地域協議会の開催回数	3回	3回	県及び岡山市の数値目標を合算して計上
発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,779件	3,800件	
発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	263件	330件	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数	314件	320件	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	90人	
ペアレントメンターの人数	48人	55人	
ピアサポート活動への参加人数	—	300人	

県と市町村
の連携

発達障害のある人の トータルライフ支援

保健・医療・福祉・
教育・労働の連携

(1) 家族支援の推進

家族支援体制整備

- ◎ペアレントメンターの養成・派遣
- ◎子育て応援プログラムの導入・普及
- ◎家族の安心した支援拠点づくりの推進

乳幼児期支援 体制整備

- ◎早期発見と早期支援のための関係機関連携促進

学齢期支援 体制整備

- ◎中学高校連携時における関係機関連携促進

成人期支援 体制整備

- ◎青年期キャリア支援強化
- ◎青年期以降の支援拠点充実

(2) トータル ライフ支援の 推進

身近な医療資源 の確保

- 身近なかかりつけ医等の発達障害への対応力向上

県民の発達障害の理解促進

- 県民が障害を正しく理解し社会全体で支援していくための理解促進や啓発

身近な支援人材 の確保

- 発達障害者キーパーソンの登録・普及促進

(3) 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

発達障害のある人の支援体制整備の推進

医療を基盤とした 支援体制の構築

- 専門医の養成・確保策等の検討

県における支援体制整備

- 県発達障害者支援地域協議会の設置
- 県発達障害者支援センターの運営
- 県発達障害者支援センターの機能強化

市町村支援体制の整備促進

- 市町村中核人材の育成強化
- 市町村と県センターとの連携強化
- 市町村支援体制の効果検証

連携

家族なども含めたきめ
細かな支援を実現

地域の身近な場所
での支援を実現

ライフステージを通じた
切れ目のない支援を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現 !!

期間: 令和3年度～令和7年度までの5年間

第2期発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト(平成29年度～令和2年度)

県と市町村
の連携

発達障害のある人の
トータルライフ支援

保健・医療・福祉・
教育・労働の連携

(1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進

医療を基盤とした
支援体制の構築

- 専門医の養成・確保策等の検討

市町村支援体制の整備促進

- 発達障害者支援センターとも連携し、施策を効果的に推進

家族支援体制の整備

- 親支援プログラムの導入・普及
↓
家族支援の機会を身近に確保

- 発達障害の正しい理解の促進
- 県発達障害者支援地域協議会の設置
- 県発達障害者支援センターの機能強化

(2) 人材育成の推進

(3) トータルライフ支援の推進

トータルライフ支援の
人材育成

- ◎ 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の充実等

新指標 (R2)
受講医師数150人

- ◎ 登録キーパーソンから「地域・地域の中核人材」を養成

医療
との連携

乳幼児期支援
体制整備

- ◎ 早期発見と早期支援の仕組づくりを促進するための研修等の実施

↓
県ガイドラインにより
取組を普及

早期支援
の推進



学齢期支援
体制整備

- ◎ 就学前後の情報連携の取組を全市町村に普及

小中・中高・高大・
学職連携の推進

不登校・引きこもり問
題への対応検討

成人期支援
体制整備

- ◎ 企業等向け研修会の開催
職場研修事業の成果等を活かして、就労に関する合理的配慮等を共有
↓
行政・支援機関・企業等の協働による就労サポート体制の整備

- ◎ 就労移行等連携調整事業
障害のある人の一般就労への移行促進のため、事業所向けセミナー開催等

発達障害への対応
力を備えた幅広い
人材群を創出

成長期の切れ目のない一貫した支援を実現

自立して就労でき
る環境を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現 !!

発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの 実施状況について

1 発達障害のある人の支援体制整備の推進

(1) 発達障害者支援地域協議会の設置

関係部局、学識経験者、親の会等で構成する発達障害者支援地域協議会を設置し、幅広い意見集約等の下に施策の推進を図る。

また、同協議会の下に、プロジェクト事業ごとに関係課等で構成するワーキンググループを設けて、施策の立案や進め方等について具体的な検討を行う。

○ワーキンググループの構成

テーマ	関係課等	検討内容等
地域支援 (H25～)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県健康推進課、子ども未来課、障害福祉課、子ども家庭課 ・ 教育庁特別支援教育課 ・ 県発達障害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通支援シートを用いた就学前後における情報連携の取組促進 ・ 乳幼児期における支援体制整備と家族支援の推進 ・ 関係機関、支援者による地域ネットワークの構築、連携促進
成人期支援 (H26～)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県健康推進課、障害福祉課、労働雇用政策課 ・ 教育庁特別支援教育課 ・ 岡山障害者職業センター ・ 県発達障害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害のある人の職場研修事業及び企業・自治体向け研修 ・ 行政、支援機関、企業等の協働による就労サポート体制の構築
人材育成 (H27～)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県健康推進課、子ども未来課、障害福祉課 ・ 教育庁特別支援教育課 ・ 県発達障害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者キーパーソン登録・活動促進事業による多職種連携の促進等を通じた人材育成 ・ 公的職域研修の体系化・共通基盤化
医療連携 (H29～)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県健康推進課、障害福祉課 ・ 教育庁特別支援教育課 ・ 県発達障害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トータルライフ支援施策の展開方法 ・ 専門医の養成・確保策、医療ネットワークの構築等 ・ 医療と他分野（福祉・教育等）との連携の在り方、その他必要な事項

(2) 県発達障害者支援センターの運営

県発達障害者支援センター（本所：岡山市、支所：津山市）において、発達障害のある人や家族に対する相談支援や就労支援等を行うとともに、市町村のバックアップや関係機関の連携を促進して、全県的な支援体制の充実を図る。

○実施体制

名 称	開設年月
おかやま発達障害者支援センター	平成14年10月
おかやま発達障害者支援センター県北支所	平成20年 6月

岡山市発達障害者支援センター（ひか☆りんく）	平成23年11月
------------------------	----------

○主な事業内容

- ・相談支援、発達支援、就労支援
- ・関係機関等との連携（機関コンサルテーション等）
- ・個別支援のための調整会議
- ・普及啓発及び研修

○年度別相談支援実績

(単位：人・件)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
県	実支援人員	366	388	334	281	247	221
	延支援件数	1,354	1,456	1,074	977	1,187	1,242
岡山市	実支援人員	728	898	1,011	828	939	899
	延支援件数	2,432	2,670	3,475	3,483	3,002	2,934
合 計	実支援人員	1,094	1,286	1,345	1,109	1,186	1,120
	延支援件数	3,786	4,126	4,549	4,460	4,189	4,176

○主な相談内容

- ・就労（今後の就労、現在の職場）
- ・家庭生活（家庭でできること、行動障害）
- ・健康、医療（発達障害かどうか、告知後の不安等）
- ・教育（学校、進路）

(3) 市町村支援体制の整備促進

発達障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、発達障害者支援コーディネーターの配置等により、市町村における相談支援等の充実や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を促進する。

○発達障害に係る市町村相談窓口 26市町村 (R3.4.1現在)

市町村名	相談窓口名称等	開設年月
倉敷市	倉敷発達障がい者支援センター	平成18年10月
玉野市	たまの発達障害者支援センター	平成20年4月
笠岡市	子育て支援課・地域福祉課	平成18年4月
井原市	子育て支援課・福祉課	平成25年11月
総社市	総社市障がい者基幹相談支援センター	平成21年4月
高梁市	たかはし発達障害者支援センター	平成24年4月
新見市	新見市障害者地域活動支援センター	平成18年11月
備前市	社会福祉課	平成25年4月
瀬戸内市	健康づくり推進課	平成22年4月
赤磐市	子ども・障がい者相談支援センター	平成22年4月
真庭市	福祉課	平成21年4月
美作市	美作市発達支援センター	平成24年4月
浅口市	社会福祉課	平成24年4月
和気町	健康福祉課	平成25年4月
早島町	健康福祉課	平成25年4月
矢掛町	健康子育て課	平成22年4月
鏡野町	保健福祉課	平成23年10月
奈義町	こども・長寿課	平成26年4月
津山市	津山市療育センター・障害福祉課	平成29年4月
美咲町	健康推進課	平成29年4月
吉備中央町	福祉課	平成29年4月
里庄町	健康福祉課	平成30年4月
西粟倉村	保健福祉課	平成30年4月
久米南町	保健福祉課	平成31年4月
新庄村	住民福祉課	平成31年4月
勝央町	勝央町総合保健福祉センター	令和2年4月

(4) 家族支援体制の整備促進

発達障害のある子どもを育ててきた保護者で規定の研修を修了したペアレントメンターが岡山県に48名登録されており、発達の気になる子どもを育てる保護者の話を傾聴・共感しながら、地域で保護者が孤立することのないよう子育てを応援する。また、地域で家族支援を行う支援者に対しても、自らの経験を話すことで、より家族に寄り添った家族支援の充実を図る。

○年度別派遣実績

(単位：人・件)

	H28	H29	H30	R元	R2
実派遣件数	51	39	47	52	19
延派遣件数	110	85	143	129	70
実派遣メンター数	24	24	31	29	16
延派遣メンター数	146	109	229	210	127

○依頼機関別派遣実績（令和2年度）

依頼機関	実件数	延件数
行政（福祉）	2	45
行政（保健）	5	8
行政（子育て）	2	2
教育	4	6
自立支援協議会	2	5
公民館	1	1
親の会	0	0
児童発達支援事業所	2	2
医療機関	0	0
県センター、市センター、市町村Co	1	1
その他	0	0
計	19	70

○活動内容別派遣実績（令和2年度）

活動内容	実件数	延件数
啓発研修	7	7
サポートブック作成	2	2
ペアレント・トレーニング	2	6
茶話会・座談会	4	8
啓発研修＋茶話会・座談会	2	2
その他（診断前親子教室等）	2	45
計	19	70

2 人材育成の推進

(1) 発達障害児(者)支援医師研修事業

発達障害のある子どもの早期発見及び早期支援等のために、地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修を実施し、発達障害に関する対応力の向上を図る。

○令和2年度かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の修了者数(単位:人)

実施内容	医師	その他	計
第1回(発達障害者支援基本研修)	58	84	142
第2回(発達障害者支援基本研修)	68	84	152
第3回(発達障害者支援応用研修)	44	62	106
計	170	230	400

(2) 発達障害者支援キーパーソン登録・活動促進事業

様々な分野・職域で発達障害者支援に携わる専門職等をキーパーソンとして登録し、研修や交流機会の提供等を通じて、トータルライフ支援の中核的人材の育成を図る。

○発達障害者支援キーパーソンの登録状況(R3.7.31現在)(単位:人)

分野	登録者数	主な構成員
医療	61	医師、看護師
保健	33	保健師
福祉	121	相談支援専門員、障害福祉サービス事業従事者
教育	70	特別支援学校教諭、特別支援コーディネーター
労働	35	障害者就労・生活支援センター職員
連携調整	47	市町村コーディネーター
家族支援	42	ペアレントメンター
計	409	

○ステップアップ研修(平成29年度～)

1 基盤研修

様々な職種のキーパーソン登録者が、それぞれの実践報告やグループワーク等を通じて、互いに取組状況や課題等を理解し合うとともに、支援の連携や取組の向上に向けて情報・意見交換することなどにより、トータルライフ支援のための共通基盤の共有を図り、支援者間のネットワークづくりが促進されるよう、研修・交流会等を実施する。

・年2回

2 専門機関での臨地研修

発達障害児（者）支援の拠点機関での臨地研修を通じて、実践的な支援のノウハウ等を習得する機会を提供する。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施を見合わせた。

(3) 子どもの心の診療ネットワーク事業（健康推進課）

診療拠点病院が医師及び関係専門職に対する研修会や、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会を開催し、発達障害等子どもの心の問題に対応する診療関係者の育成を行う。

(4) 発達障害児支援保育士研修事業（子ども未来課）

人間形成の基礎となる乳幼児期において、子どもの発達の特性や課題を踏まえた質の高い保育を推進するために、保育士等を対象とした研修を実施する。

(5) 児童養護施設等対応機能強化事業（子ども家庭課）

児童養護施設等に入所している発達障害児等への適切な支援のために、施設職員を対象とした研修を実施し、支援技術の向上等を図る。

3 トータルライフ支援の推進

(1) 乳幼児期の支援

ア 乳幼児期における関係機関連携強化事業

市町村の母子保健・子育て支援・障害福祉・教育等の関係者を対象とした合同研修会の開催等により、市町村における乳幼児期の支援体制整備の推進を図る。

イ 子どもの健やか発達支援事業（健康推進課）

各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医が発達障害の疑いのある子どもに関する相談を実施するなど、早期発見・早期療育による子育て環境の整備を図る。

ウ 障害児等療育支援事業

発達障害の疑いのある子ども等が、身近な地域で療育指導、相談等を受けることができるよう、地域の療育支援施設等が巡回・訪問相談等を行う。

○年度別事業実績

年度	委託先	在宅支援訪問療育等指導事業		在宅支援外来療育等指導事業(件)	施設支援一般指導事業(件)
		巡回相談(日)	訪問相談(件)		
H30	(福)旭川荘	3	145	7	0
	NPO東備	4	17	10	14
	(福)笠岡市社会福祉事業会	34	0	99	100
	(福)津山みのり学園	23	33	116	36
	(福)津山社会福祉事業会	50	0	0	0
	計	114	195	232	150
R元	(福)旭川荘	2	97	21	0
	NPO東備	4	20	14	16
	(福)笠岡市社会福祉事業会	33	0	58	90
	(福)津山みのり学園	25	35	106	18
	(福)津山社会福祉事業会	47	0	0	0
	計	111	152	199	124
R2	(福)旭川荘	0	69	0	0
	(福)笠岡市社会福祉事業会	30	0	71	100
	(福)津山みのり学園	12	32	114	14
	(福)津山社会福祉事業会	14	0	0	0
	計	56	101	185	114

(2) 学齢期の支援

就学前後の移行期における情報連携の取組について、平成26年度から28年度に5市町村で実施したモデル事業の成果として策定したガイドラインによる取組の県内市町村への普及を図るとともに、就学後についても関係機関の情報連携の取組を進める。

(3) 成人期の支援

発達障害のある人の職場研修事業や、発達障害のある人の雇用促進に向けた研修会を開催することにより、就労サポート体制の整備を進める。

○発達障害のある人の職場研修事業(平成28年度～)

- ・研修期間 5週間
- ・受入人数 2人
- ・受入部署 障害福祉課、特別支援教育課

○成人期支援体制整備事業(平成29年度～)

- ・発達障害者就労支援担当者連絡会の開催
- ・発達障害のある人の雇用促進研修の開催
- ・青年期以降の支援拠点充実事業研修会の開催

4 発達障害についての正しい理解の促進

発達障害のある人が周囲の正しい理解と適切な支援により、社会の中で自立した生活を送ることができるよう、世界自閉症啓発デー（4月2日）や発達障害啓発週間（4月2日～8日）における関係団体との協働による普及啓発や、SNS等を活用した継続的な情報発信等を通じ、発達障害に関する県民の理解を促進する。

○普及啓発活動

取組名	主催者	開催場所	開催日
ブルーライトアップ	NPO法人岡山県自閉症協会	岡山城天守閣	R3.4.2
		津山市城西浪漫館	R3.4.2～3
		アートゲーム清心女子大学	R3.4.2
	総社市	備中国分寺五重塔	R3.4.2～8
	新見市	新見市夢すき公園	R3.4.2～8
街頭啓発活動	岡山県発達障害児・者の親の会連携協議会	JR岡山駅	R3.4.4
		JR倉敷駅	R3.4.2
	赤磐市、岡山県自閉症児を育てる会	山陽マルナカ山陽店	R3.4.2
パネル展示	NPO法人岡山県自閉症協会	岡山市役所1F市民ホール	R3.4.2、5
		岡山駅エキチカひろば	R3.4.4
子どもたちの作品展		津山市役所	R3.3.29～4.5
one point blue活動	倉敷市	倉敷市庁舎他	R3.4.2～8
ブルーリボン着用	赤磐市	赤磐市庁舎他	R3.4.2～8
懸垂幕の掲出	岡山県	岡山県庁舎	R3.4.1～5
	岡山市	岡山市庁舎	R3.3.29～4.8
デジタルサイネージによるフライヤー表示	岡山市	岡山駅南地下道 岡山駅東西連絡通路	R3.3.29～4.8
	新見市	新見市役所南庁舎 新見市立中央図書館	R3.4.2～8
ラジオ放送	岡山市	レディオMOMO	R3.3.30
図書館との連携展示	岡山県	岡山県立図書館	R3.3.16～4.18
関連図書等の展示	岡山市立中央図書館	岡山市立中央図書館	R3.3.3～4.28

○発達障害者支援県民理解促進事業の実施

令和2年度は、NPO法人岡山県自閉症協会に委託し、シンボルモチーフに基づく公募作品を活用した啓発映像の制作及びSNS等での公開等により、若い世代をターゲットとした県民理解の促進を図った。

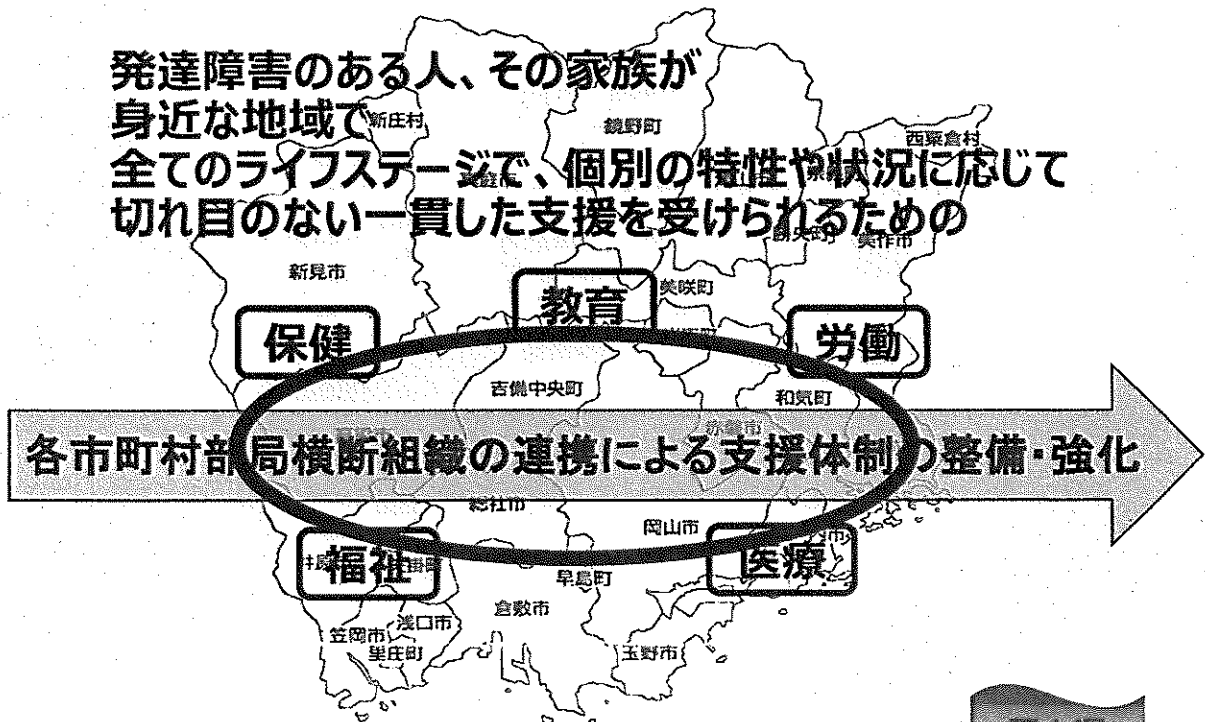
令和3年度
おかやま発達障害者支援センター

事業方針および重点課題



【事業方針】

発達障害のある人、その家族が
身近な地域で
全てのライフステージで、個別の特性や状況に応じて
切れ目のない一貫した支援を受けられるための

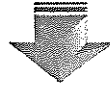


岡山県（15市10町2村）
人口 約187万8千人（2021年3月1日現在）



【支援体制整備】

発達障害のある人およびその家族、関係者が、より身近な地域において必要な支援が受けられるよう、各市町村の状況に応じた体制整備を目指す。



1次的支援

- 発達障害のある人、疑いのある人、ご家族への相談支援

2次的支援

- 支援者への後方的な支援
〈巡回相談、機関コンサルテーション、個別の調整会議など〉

3次的支援

- 発達障害支援に関する市町村の事業や部局横断的な検討会議への運営協力、普及啓発・研修など

令和3年度 支援センター事業のイメージ

発達障害者支援センター運営事業

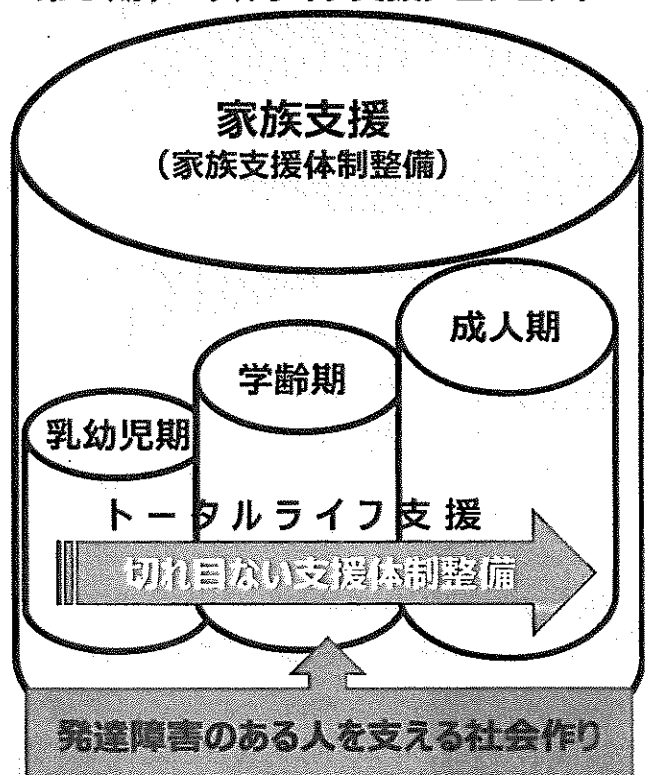
【直接的な支援】

- 発達障害のある人・その家族への相談支援
- 機関コンサルテーション・個別の調整会議
- 青年期キャリア教育への介入

【谷間の問題への支援】

- 強度行動障害支援
- 親の会へのバックアップ

第3期トータルライフ支援プロジェクト



【重点課題】

第3期トータルライフ支援プロジェクト (2021～2025)

- 家族支援の推進（家族支援体制整備）
- トータルライフ支援の推進
- 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

＜家族支援の推進＞

(ペアレントメンター養成・派遣事業)
(家族支援のスキル向上支援事業)

1. ペアレントメンターのフォローアップとメンター事業の推進
フォローアップ研修会・連絡協議会の実施
ペアレントメンターの派遣（事務局運営）
県登録メンター（48名）による家族支援の推進
2. 家族支援を行う支援者への研修（年2回）
1回目：ペアトレを中心とした研修会の実施
2回目：家族支援研修会の実施（療育スキル向上のための研修会）
3. 子育て応援プログラムの実施協力と地域展開
研修型ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、茶話会の実施 等
自立支援協議会、児童発達支援事業所、支援学校等で実施予定
4. 家族の安心した支援拠点づくり推進事業
研修会の実施（親子教室ヒアリング・報告会・研修会）

<トータルライフ支援の推進（１）> 乳幼児期 （乳幼児支援体制整備事業）

発達障害児の早期支援に向け、市町村がより効果的な施策が実施できるよう、これまでの支援体制評価のための地域評価ツールを活用したモデル的な取り組みの普及・定着を図る。

- ・乳幼児期ガイドラインに沿った取り組みの促進と実施後のフォローアップ（各市町村部局横断会議への出席と助言）
- ・市町村におけるM-CHAT実施協力
- ・M-CHAT研修会の実施
- ・就学前後の引継ぎ体制整備（共通支援シート）への協力

<トータルライフ支援の推進（２）> 学齢期 （学齢期支援体制整備事業） （中・高関係機関連携強化事業）

県教委の「専門指導員派遣事業」「高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業」との乗り合わせにより、義務教育終了後となる中学校卒業後の高校への引継ぎ体制の強化を図るとともに、そういった引継ぎ場面での関係機関の連携を促進する。また学生生活の中で、将来の就労や自立を見据えた「自己理解」や「相談スキル」の獲得・促進を図る。

- ・中・高の引継ぎに関する研修会の実施
- ・発達障害のある学生の支援のための勉強会の実施
- ・事前研修への協力と県内全高等学校訪問への一部同行

<トータルライフ支援の推進（3）> 成人期

（成人期支援体制整備事業）（発達障害者就労支援事業）
（職場研修事業）（青年期以降の支援拠点充実事業）

発達障害のある人に県の機関等で職場研修の場を提供するとともに、県においても発達障害の特性や就労にあたっての合理的配慮を学ぶための機会とする。また、青年期以降の発達障害のある人が社会から孤立しないよう、支援拠点作りに取り組む市町村を支援する。

- ・発達障害のある人の県行政機関での職場研修の実施
- ・雇用者向けハンドブックの普及と職場内での活用促進
- ・雇用促進研修会の実施
- ・就労支援担当者連絡会の実施（年3回）
- ・支援拠点事業研修会の実施
- ・市町村による支援拠点立ち上げのサポート

<身近な地域で発達障害のある人を支える社会作り> （発達障害者支援体制整備事業）（キーパーソン活動促進事業） （市町村支援体制整備促進事業） （市町村支援体制効果検証事業）

トータルライフ支援プロジェクトを進めていくうえで市町村コーディネーターとの連携をより強固なものにする為、各市町村の課題の共有や施策の進め方等について協議・検討をおこなうことで、地域住民にとって過不足ない支援に繋がっているのかの効果検証をおこなう。

- ・県・市町村発達障害者支援コーディネーター連絡会議の実施（年5回）
- ・効果検証合同研修会の実施（行政説明・実践報告）
- ・キーパーソン交流グループの立ち上げと運営管理
- ・専門機関での臨地研修の実施

<直接支援に加えて間接支援の重要性>

- ・県及び県の発達障害者支援センターは、各市町村の実態把握とニーズの洗い出しを目的として、H20年から「市町村支援体制調査・評価事業、及び市町村支援体制サポート事業」を実施。
- ・H24年(2012)には国の障害福祉課長通知により、支援センターの業務を直接支援に加えて間接支援を実施することの重要性が示され、岡山県においては「第1期トータルライフ支援プロジェクト」をH25年から開始された。
- ・それまでの当事者個々の面接等、「直接支援」が中心であった取り組みに加えて、H20年度以降岡山県内の支援体制整備等の「間接支援」が求められてきた。

※関係機関への助言研修：R1年103件⇒R2年179件

※外部機関地域住民への研修啓発件数：R1年292件⇒R2年358件

- ・今年度から「第3期トータルライフ支援プロジェクト(5年間)」開始
- ・今年度の事業方針、計画を添付

■発達障害者支援 Co.との協働

- ・支援センター(8名体制)のマンパワーの問題もあり、岡山県では市町村の発達障害支援の窓口として「発達障害者支援 Co.」を配置(H18～)に向けた取り組みに対し支援センターが関与。
- ・各市町村を訪問し、Co.の配置に至るまでのテーブル作りとそのテーブルへの介入を実施。
岡山県が先駆的に取り組み、全国の「地域連携推進マネージャー」のモデルとなる
- ・Co.設置後の協働(R2年度には、政令移行：岡山市を除く全市町村に設置)
成人期支援が可能な市町村 C0(倉敷市・総社市・津山市)
- ・発達障害者支援 Co.バックアップ(身近な地域で支援が受けられる体制作り)
電話相談→所内検討会議→相談内容に応じて一部 Co.へ(身近な地域で：一部面接同行有り)
※Co.設置 26市町村中 11市町村を面接バックアップ
現在 Co.に寄せられている相談についてのフォローアップ
支援困難事案の事例検討会(月1回)開催
研修会等の企画により Co.の人材育成にも力を入れる。
※支援関係者連絡会議(Co.会議)を年間5回実施、臨地研修
- ・地域住民からの認知度の低さが課題

■発達障害のある方がご自身の地域でライフステージを通して支援が受けられる体制作り

- ・市町村の既存の資源にマッチした「部局横断組織」の設置に向けた介入と組織内でのアドバイス
部局横断組織：H28年約23パーセントの市町村で設置⇒R2：約81パーセント(21市町村)
- ・Co.と共に市町村の部局横断組織・ワーキンググループへの介入
Q-SACCS 岡山版での市町村の支援体制のアセスメント
保幼→小学校(通常クラス)、就学前後の引継ぎ体制の強化(市町村に沿ったガイドラインを作成)
(実施中9市町村、実施準備中9市町村)
家族支援の体制作りのためのM-CHATの導入(実施中6市町村、実施準備中5市町村)
支援プログラムの地域展開のための企画会議への参加
自立支援協議会やネットワーク会議への参加

発達障害のある人への支援に係る取組について

- ・岡山市発達障害者支援センター
- ・岡山労働局 職業対策課
- ・健康推進課
- ・子ども未来課
- ・子ども家庭課
- ・労働雇用政策課
- ・特別支援教育課
- ・総合教育センター

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 岡山市発達障害者支援センター】

令和2年度取組の成果と課題	<取組>
	1 相談支援実績
	発達支援 実支援人数 739人 延支援件数 2,530件
	就労支援 実支援人数 160人 延支援件数 404件
	2 発達支援
	○親子が安心して過ごせる居場所「ぽかぽか広場」 医療受診待ち、療育開始待ちの保護者への不安軽減 実支援人数 23組（延100組） 5会場（延42回/年）
	○にこにこ教室（就学前） 診断・療育待ちの就学前幼児とその保護者へのプレ療育事業 実支援人数 4人 1回開催
	○巡回支援専門員整備事業（就学前訪問支援事業） 集団生活の中で、発達が気になる児へのかかわり方について保護者と ともに考えていく 保・幼・こども園 実支援回数 17園 31回 集団検診等 実支援回数 2回 17人
	3 成人期支援（社会参加プログラム）
	(1)居場所プログラム 「りんく」 一人ひとりの発達障害の特性に応じた配慮のある中で、社会につながるような最初の一步となる場 1クール/年 7回 実支援人数6人（延21人）

(2)働く動機づけプログラム 「ジョブリंक」

一人ひとりの発達障害の特性に応じた配慮のある中で、講座や仕事体験、職場見学などを通して、仕事に対するイメージや支援を受けるイメージを持ち、働く動機づけを促すプログラム

1クール/年 12回 実支援人数7人（延64人）

(3)ジョブリंकユース（高校生世代）

中止

(4)余暇活動

・ボランティア活動

ファジアーノ 中止

おかやまマラソン 中止

シーガルス 2回 実支援人数6人(延11人)

・身体がよるこぶストレッチ 4回 実支援人数8人(延23人)

4 家族支援

・親の会、公民館講座等からの要望によるミニ学習会、交流会等に参加

5 普及啓発

・支援機関向け

支援者のための連続講座 中止

教職員対象 2回 19人

保健師・保育士対象 3回 132人

保幼・学校等対象の出前研修会 18か所 40回

(ひかりんパック研修)

・市民向け

市民講座 中止

公民館講座・地域要望等への講師派遣

・企業向け

企業向け雇用促進セミナー 中止

・発達障害基礎講座 中止

・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修

身近に相談を受け診療を行う、かかりつけ医等の医療従事者に対し、
発達障害に関する対応力向上研修を行う 1回(研修修了者106人)

※中止は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため。

<課題>

- ・ライフステージにおける切れ目のない支援を行うシステムを構築するために、
市内及び市外、官民の連携をさらに進めていく必要がある。
- ・発達障害者、特に強度行動障害のある人への地域支援体制の整備を図るため、
センターの支援機関としての専門性ととも、各支援機関が相互補完的に機能を
発揮するコーディネート機能を高めていく必要がある。

令和3年度の取組方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・福祉・教育の連携の強化 2 地域で支えるネットワークづくり（岡山市障害者自立支援協議会との連携） 3 就労支援に係る有効なアセスメントツールの普及を図る 4 専門性の高い職員の確保と職員の相談・支援のスキルアップを図る
------------	---

発達障害のある人への支援に係る取組について

【 所属 岡山労働局 職業対策課 】

令和2年度取組の成果と課題	<p>1 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 福祉施設等と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。 令和2年度 支援対象者・・・551名（うち就職276名） （令和元年度 支援対象者・・・642名（うち就職344名）</p> <p>2 岡山発達障害者雇用支援連絡協議会（労働局）発達障害者等就労支援連絡協議会（岡山障害者職業センター）を開催（1回目：文書開催、2回目：2月26日）</p> <p>3 障害者トライアル雇用事業の推進 事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施することにより、障害者雇用を促進する。 令和2年度 開始者・・・110名 （令和元年度 開始者・・・107名） ※障害者と事業主とのきっかけづくりのための支援として、一層の活用促進を行う必要がある。</p> <p>4 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施 発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて専門支援機関等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな相談を実施。 就職支援ナビゲーターによる個別支援実施状況 令和2年度 支援対象者・・・83名（うち新規60名） 就職54名 （令和元年度 支援対象者・・・120名（うち新規105名） 就職87名</p> <p>5 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 企業で働く一員の従業員の方に精神障害・発達障害に関して正しい理解を促し職場における応援者となっていただくための講座を開催（集合講座・出前講座） 令和2年度 集合講座受講者・・・85名 出前講座受講者・・・247名 （令和元年度 集合講座受講者・・・285名 出前講座受講者・・・571名）</p> <p>6 発達障害者に対する関係機関との連携 （1） 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 就職意欲があり、訓練を受講することにより職業的自立が可能であると認められる発達障害者を対象に1年間の職業訓練を実施。 令和2年度中の修了生48名 ：就職43名</p>
---------------	--

	<p>(2) 岡山障害者職業センター</p> <p>ア 障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かい人的支援の実施。(ジョブコーチ支援)</p> <p>イ 障害者の就職前の作業支援、職業準備講習等を実施し、基本的労働習慣の習得の支援の実施。(職業準備支援)</p> <p>(3) 障害者就業・生活支援センター(岡山・倉敷・津山・たかはし)</p> <p>障害者の身近な地域において就業面等における一体的な支援の実施。 令和2年度における支援件数・・・19,622件(うち発達障害326件)</p>
<p>令和3年度の取組方針</p>	<p>上記1～6については、新型コロナウイルス感染防止を図りつつ、令和3年度も引き続き取組予定。</p> <p>但し、感染状況により事業の見直し等の必要が生じた場合は柔軟に対応する。</p> <p>障害者の雇用推進</p> <p>「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」</p> <p>関係機関と連携しながら職場実習、意識啓発を総合的かつ効率的に推進</p> <p>「就労パスポートの普及事業」</p> <p>就職や職場定着に向けた情報共有ツール「就労パスポート」について普及を図る。</p>

発達障害のある人への支援に係る取組について

【健康推進課】

令和2年度取組の成果と課題	<p>○子どもの健やか発達支援事業（保健所実施）</p> <p>(1) 子どもの発達支援相談 未熟児や障害児又はその疑いのある子どもや、その保護者を対象に、発育や発達等について、児童精神科医、小児神経科医等の専門家による相談を保健所で実施した。</p> <p>(2) すこやか親子支援教室 育児困難感を抱え、孤立しがちな親等を対象にグループカウンセリングを行い、育児不安の軽減や、親の育児能力を高めるための支援を保健所で実施した。</p> <p>(3) 地域支援連絡会議の開催 市町村や医療機関等の関係機関と連絡会議を開催し、発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭に対する支援の状況の共有や検討を行った。</p> <p>【課題】地域の児童精神科医等の人材が不足していることから、専門的な相談に応じ適切な支援が行える児童精神科医等の人材確保が必要。地域での療育の受け皿が不足しており、療育につながるまで待機ケースもある。待機中も保健師が親の相談にのる等、個々のケースに合わせたきめ細やかな支援に努めると共に、専門家による発達支援相談後も、引き続き、市町村と連携したフォローアップや、教育関係機関と就学後の支援に向けた情報共有を行う必要がある。</p>
令和3年度の取組方針	<p>○子どもの健やか発達支援事業</p> <p>(1) 子どもの発達支援相談</p> <p>(2) すこやか親子支援教室</p> <p>(3) 地域支援連絡会議の開催</p>

発達障害のある人への支援に係る取組について

【 子ども未来課 】

令和2年度取組の成果と課題

1 発達障害児支援保育士等研修

人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特徴を理解した正しい支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を県民局単位で実施した。

【取組の成果】

備前県民局

・保育現場における発達障害のある子どもの支援についての全体講義、グループワーク（事例検討）を実施（全4回）し、保育士等12名が参加した。

備中県民局

・発達障害のある子どもの理解と対応についての全体講義、ケーススタディーを実施（全6回）し、保育士等15名が参加した。また、4か所の保育所等で巡回相談を実施した。

※美作県民局は、新型コロナウイルス感染症により中止

上記の研修を通して、発達障害のある子どもの支援に向けた保育士等の基礎知識及び実践力の向上を図った。

2 放課後児童健全育成事業等

放課後児童クラブにおいて、発達障害のある子どもの受入れを促進するため、専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための支援を行うとともに、支援員に対して、必要な知識を習得するための研修を実施した。

【取組の成果】

(1) 障害児受入推進事業

障害児の受入れに必要となる専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための経費の一部を274クラブに対して補助した。

(2) 障害児受入強化推進事業

障害児を3人以上受け入れる場合に、受入れに必要となる専門的知識を有する放課後児童支援員等を複数配置するための経費の一部を113クラブに対して補助した。

	<p>(3)放課後児童支援員等資質向上研修</p> <p>放課後児童支援員等を対象に、発達障害のある子どもの支援についての講座をオンライン配信で実施した。(修了者 49 名)</p>
<p>令和3年度の取り組み方針</p>	<p>1 発達障害児支援保育士等研修について</p> <p>発達障害のある子どもの支援にあたる保育士等を対象に、県民局単位で、管内の保育所等の状況や要望に応じて、発達障害の子どもの支援に向けた基礎知識と臨機応変に対応できる実践力の向上を図る研修を実施する。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業等について</p> <p>発達障害をはじめ特別な支援を必要とする子どもの放課後児童クラブへの受入れを促進するため、専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための支援を行うとともに、指導員が発達障害のある子どもへの対応に必要な知識を習得するための研修を実施する。</p>

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 子ども家庭課】

<p>令和2年度取組の成果と課題</p>	<p>1 発達障害児の相談、判定業務について 児童相談所が、年度を通じて発達障害を有する子どもやその疑いがある子どもの相談支援及び心理学的、医学的判定業務を実施した。</p> <p>【取組の成果】 子どもや保護者、保育所や学校等へ子どもの特性やかかわり方について助言や指導を行い、必要に応じて判定書等の発行や療育機関への紹介等を実施した。</p> <p>2 児童養護施設等対応機能強化事業 新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を考慮し「全体研修会」及び「個別事例検討会」は開催できなかった。</p>
<p>令和3年度の取組方針</p>	<p>1 発達障害児の相談、判定業務について 児童相談所が、年度を通じて発達障害を有する子どもやその疑いがある子どもの相談支援及び心理学的、医学的判定業務を実施する。</p> <p>2 児童養護施設等対応機能強化事業について 施設職員が、発達障害等の様々な課題を抱える子どもについて適切な支援ができるように「全体研修会」（2回）及び「事例検討会」（2カ所）の実施を検討する。</p>

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 労働雇用政策課 】

<p>令和2年度取組の成果と課題</p>	<p>1 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催</p> <p>岡山労働局等と連携し、特別支援学校の生徒を対象とした就職準備講習会を開催したほか、求職中の障害のある人に対して、障害者の雇用を検討している企業とのマッチングを行う就職面接会を開催し、障害のある人の就業を支援した。</p> <p>2 障害者委託訓練事業の実施</p> <p>障害のある人が身近な地域で多様な職業訓練が受けられるよう企業や社会福祉法人等へ委託して実施したほか、特別支援学校の就職を支援するため、高等部3年生を対象した委託訓練を実施した。</p> <p>3 障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>就業及びこれに伴う日常生活等の支援を必要とする障害のある人に対し、身近な地域において必要な指導や助言、その他の支援を行うため、県内4圏域において「障害者就業・生活支援センター」の指定を行っている。</p> <p>備前圏域及び倉敷・井笠圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、増大し多様化する障害のある人の要望にきめ細やかに対応できるよう支援体制の充実を図った。</p> <p>なお、就業支援分は労働雇用政策課、生活支援分は障害福祉課が所掌した。</p> <p>4 障害者雇用促進アドバイザーの派遣</p> <p>障害のある人の雇用を検討している中小企業等に「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行った。</p> <p>5 手話相談員の配置</p> <p>県内の岡山、倉敷中央、津山の計3か所のハローワークに手話相談員を配置し、障害のある人の職業相談に対応した。</p>
<p>令和3年度の取組方針</p>	<p>○ 引き続き、次の事業を実施し、障害のある人の雇用促進に努める。</p> <p>1 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催</p> <p>2 障害者委託訓練事業の実施</p> <p>3 岡山県障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>4 障害者雇用促進アドバイザーの派遣</p> <p>5 手話相談員の配置など</p>

発達障害のある人への支援に係る取組について

【 特別支援教育課 】

ア 学校園を支援する特別支援学校のセンター的機能の充実

○専門指導員派遣事業

要請のあった小中高校等へ専門指導員を派遣し、発達障害等のある幼児児童生徒への支援や校内支援体制づくりへの指導助言を行うとともに、専門指導員のみでなく、必要に応じて、専門家チーム員の派遣も行い、各学校における指導・支援について助言等を行った。

派遣実績：のべ242件

(保・幼42件、小学校93件、中学校36件、高等学校18件、その他53件)

イ 就学前からの発達障害児への支援体制づくり

○一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業

県内4校の特別支援学校(西備・東備・誕生寺・健康の森学園)に就学前支援コーディネーターを配置し、幼稚園・保育所・認定こども園に派遣して4歳児を観察し、必要に応じて検討会議(ケース会議など)を通して支援を行った。

巡回実績：14市町を対象に、のべ178回

(幼稚園49回、保育所74回、認定こども園55回)

ウ 小・中学校における発達障害児への指導・支援

○小中学校における通級指導教室充実事業

特別支援学級が複数設置されている学校の自校内で通級による指導を長時間受けることができる指導体制の充実や、中学校における通級による指導を担当する教員の育成について実践研究するため通級指導担当者を配置することで、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童生徒が、可能な限り、通常の学級に転籍して適切な指導支援を受けられるよう、多様な学びの場の体制整備のモデル化を図った。

実施校：玉野・荘内小 新見・新見第一中

○通常学級における特別支援教育ブロックリーダー活用事業

中学校区に「通常学級における特別支援教育ブロックリーダー」を配置し、中学校区内の小中学校で指導・支援を行うことで、特別支援教育の校内指導体制や通常学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり・学級づくりの推進を図った。

実施校区：1中学校区(配置：真庭・米来小)

○特別支援教育支援員の研修会の支援

特別支援教育支援員の研修会について、単独では開催が難しい市町村教育委員会を対象に当課指導主事等が訪問し、特別支援教育支援員の専門性の向上を図った。

エ 高等学校における発達障害児への指導・支援

○高等支援学校等就労支援充実事業

特別支援学校に配置した就労支援コーディネーターを高等学校へ派遣し、今までの進路指導体制に障害者就労を加えた新たな進路指導体制の構築を図った。

支援対象生徒数：57名

○高等学校における多様な学びの場充実事業

平成30年度から高等学校において通級による指導が制度化されることを受け、平成26～29年度に岡山御津高校で行ったモデル事業をもとに、公立高等学校4校において、ニーズを踏まえた通級指導の適切な実施と高等学校の特別支援教育の推進を行うことにより、高等学校における特別な支援を必要とする生徒の学びの充実を図った。

実施校：県立岡山御津高、県立鴨方高、県立勝間田高、市立玉野備南高

令和2年度の成果

発達障害のある人への支援に係る取組について

【 特別支援教育課 】

令和3年度の取組方針	<p>ア 学校園を支援する特別支援学校のセンター的機能の充実</p> <p>○専門指導員派遣事業【継続】</p> <p>要請のあった小中高校等へ専門指導員を派遣し、発達障害等のある幼児児童生徒への支援や校内支援体制づくりへの指導助言を行うとともに、専門指導員のみでなく、必要に応じて、専門家チーム員の派遣も行い、各学校における指導・支援について助言等を行う。</p> <p>イ 就学前からの発達障害児への支援体制づくり</p> <p>○就学前からの発達支援事業【継続】</p> <p>個別の教育支援計画等の確実な引継ぎや共通支援シートの作成について市町村への周知を行う。また、発達障害者支援センター等と連携し、教育分野だけでなく、保健、福祉分野にも働きかけを行う。さらに、就学前支援コーディネーター及び専門指導員の派遣を行い、研修実施の支援を行う。</p> <p>ウ 小・中学校における発達障害児への指導・支援</p> <p>○小中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業【新規】</p> <p>2市を指定し、市内において特別支援教育を中心的に推進する人材の育成に関する実践研究を行う。特別支援教育を中心的に推進する人材の増加、適切な学びの場の体系化、地域全体の連携体制の強化を図る。</p> <p>○特別支援教育支援員の研修会の支援【継続】</p> <p>特別支援教育支援員の研修会について、単独では開催が難しい市町村教育委員会を対象に当課指導主事等が訪問し、特別支援教育支援員の専門性の向上を図る。</p> <p>エ 高等学校における発達障害児への指導・支援</p> <p>○高等支援学校等就労支援充実事業【継続】</p> <p>特別支援学校に配置した就労支援コーディネーターを高等学校へ派遣し、今までの進路指導体制に障害者就労を加えた新たな進路指導体制の構築を図る。</p> <p>○高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業【新規】</p> <p>高等支援学校2校、高等学校3校を拠点校として指定し、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、全県の高等学校を支援する体制を強化する。また、特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員を中心とした教職員全体の専門性の向上をさせ、高等学校の特別支援教育推進のための体制の強化を図る。</p>
------------	--

各発達段階ごとの特別支援教育の充実

幼稚園・保育所

★発達障害等のある子どもの早期発見・早期対応と小学校段階への円滑な接続

【継続】

◎就学前からの発達支援事業

- 幼稚園等による4歳児観察
- 要支援児の指導・支援方針の検討・決定
- 小学校への確実な引継ぎ
- 就学前支援コーディネーター等による見立て
- 会議で決定した指導・支援方針に基づく日常的な支援

小学校・中学校

★通常学級における特別支援教育の指導力の向上と高い実践力を持った教員の養成
★授業のユニバーサルデザイン化と児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり
★多様な学びの場づくり

小・中学校における学びの場

通常学級

通級指導教室

特別支援学級

【継続】

- ◎小中学校特別支援学級担任等対象研修
 - 特別支援教育に関する専門的な知識や指導の在り方を修得する内容の研修を実施
- ◎特別支援学校教諭免許状取得促進事業
 - 教育職員免許法に基づく免許状認定講習を増設
- ◎長期療養児支援充実事業
 - 小・中学校へ復学支援推進チーム員を派遣

【新規】

- ◎小中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業
- 2市町村教委を対象に特別支援教育を中心的に推進する人材の育成に関する実践研究

高等学校

★障害特性に応じた指導
★通級指導の導入に向けた実践的な取組
★進路指導の充実による確実な就労支援

【継続】

- ◎長期療養児支援充実事業
 - 岡山県長期療養児支援推進チーム員を派遣し、遠隔授業を実践研究

【新規】

- ◎高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業
 - インクル推進拠点校を中心に、特別支援教育推進のための体制の強化、教職員全体の専門性の向上
- <その他の取組>
 - ◎特別支援学校に配置する就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓[高等支援学校等就労支援充実事業]
 - ◎高等支援学校専門指導員等による社会人としてのソーシャルスキルトレーニング等の指導[専門指導員派遣事業]

特別支援学校

★発達障害を含む様々な障害や新たな課題に対応するための指導力の向上
★就労支援体制とキャリア教育の充実
★特別支援教育のセンター的機能の充実

【継続】

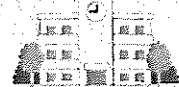
- ◎ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～
 - 特別支援学校高等部生徒が複数の企業担当者と直接話す機会の提供
- ◎可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～
 - パソコン技能・清掃・接客サービス・オフィスアシスタントに関する検定の実施
- ◎特別支援学校における新しい教育課題研究事業
 - 授業づくりと学習評価、スポーツ・健康教育、障害のない人とのつながりに関する実践研究
- ◎スクールカウンセラー等の配置
- ◎高等支援学校等就労支援充実事業
 - 就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓と高等学校への支援
- ◎特別支援学校教員専門研修
 - 外部専門家を活用した特別支援学校教員への専門研修を実施
- ◎医療的ケア充実事業
 - 指導医派遣等により医療的ケアの実施体制を充実
 - 最新の知識・技能を修得できる管理師研修体制の強化
- ◎特別支援学校・特別支援学級キャリア教育フェア

【拡充】

- ◎プロに学べ！作業学習ブラッシュアップ事業
 - 企画、広報・販売段階における企業との連携を重視した作業学習を研究

【新規】

- ◎居住地校交流充実事業
 - 「交流種」の制度を導入し、障害のある子どもと障害のない子どもとの間での交流活動を促進
- ◎特別支援学校におけるICT授業充実事業
 - ICTを活用した授業の充実



就学前段階

義務教育段階

高等学校段階

個別の教育支援計画等の作成・活用による合理的配慮の提供及び情報の引継ぎ

専門指導員（特別支援学校教員・専門家）の派遣

指導・助言（センター的機能）

特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 岡山県総合教育センター】

令和2年度取組の成果と課題	<p>○総合教育センターでは、研修講座、学校支援（研修支援事業、学校コンサルテーション事業）等の総合的な取組により、教師、学校の専門性の向上に努めている。</p> <p>I 研修講座</p> <p>1 発達障害の理解と支援に関する研修講座 対象：幼・小・中・高・特 ▽発達障害研修講座(eラーニング研修) 7月28日(火) 98名受講</p> <p>2 特別支援教育コーディネーターの専門性向上に関する研修講座(2回) 対象：特別支援教育コーディネーター ▽新任特別支援教育コーディネーター研修講座(eラーニング研修)5月18日(月)79名受講 ・特別支援教育コーディネーターの役割を理解し、個別の教育支援計画や年間活動計画作成等の演習を通して、校内支援体制の確立について方向性を考える。 ▽高等学校特別支援教育コーディネーター研修講座(遠隔研修) 6月23日(火)62名受講 ・発達障害等特別な支援を必要とする生徒の理解及び指導・支援や今後の取組について考える。</p> <p>3 特別支援教育を地域で推進するリーダーの養成に関する研修講座(2回) 対象：幼・小・中・高・特 ▽特別支援教育地域推進リーダー研修講座1(eラーニング研修) 7月29日(水)18名受講 ・アセスメント・ケース会議の在り方を考え、実践力の向上を図る。 ▽特別支援教育地域推進リーダー研修講座2(eラーニング研修) 8月7日(金)31名受講 ・保護者支援・関係機関連携の在り方を考え、実践力の向上を図る。</p> <p>4 通級による指導に関する研修講座 対象：幼・小・中・高 ▽通級指導教室研修講座(eラーニング研修) 8月26日(水)16名受講 ・通級による指導について再考し、実践力の向上を図る。 ▽通級による指導を考える研修講座(授業公開) 10月19日(月)8名受講</p> <p>*その他、発達障害をテーマにした研修内容(講義)は、管理職研修、初任者研修講座、小・中学校特別支援学級等新任担当教員研修講座、特別支援学級の授業を考える研修講座、事務職員研修講座の一部でも取り上げている。 *新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、eラーニング研修、遠隔研修を取り入れて実施した。</p> <p>II 調査研究</p> <p>○「共生社会の担い手」の育成に関する研究」～多様性を認め合う集団づくりを中心に～ ・共生社会の形成に向けて学校教育で大切にすべきことを示した〈理論編〉とその理論に基づいた指導の実践を紹介した〈実践編〉で構成したブックレットを作成した。</p> <p>III 研修支援事業</p> <p>○県内の市町村立の小、中学校通常の学級、高等学校、特別支援学級、特別支援学校への支援 19回</p> <p>IV 学校コンサルテーション事業</p> <p>○小・中学校等に出向いての学校コンサルテーション(校内支援体制の確立)98回 (小学校73回、中学校21回、高等学校2回、特別支援学校2回)</p> <p>V 課題</p> <p>①研修後の活用及び実践に結び付く研修内容の充実 ②研究成果の普及 ③市町村教育委員会等と連携した学校コンサルテーションの実施</p>
令和3年度方針	<p>I 研修講座の実施 ・研修後の活用及び実践に結び付く研修内容の充実</p> <p>II 研究成果の普及 ・「共生社会の担い手」の育成に関する研究の内容を研修支援等に反映</p> <p>III 研修支援事業の実施 ・公立高等学校・特別支援学校、市町村単位の研修への支援 ・研修後の活用及び実践に結び付く研修内容の充実</p> <p>IV 学校コンサルテーション事業の充実 ・学校の校内支援体制確立のための助言、市町村教育委員会等と連携した学校訪問後のフォローアップ ・部内事前カンファレンス等による組織的な指導・助言</p>